

1 募集人数及び業務内容

募集人数 7時間パート10名程度

業務内容 市内の発掘調査現場における埋蔵文化財の発掘調査

2 勤務条件

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 6 月 30 日 まで ※ 任用後 1か月間（1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）は条件付採用期間となります。
勤務日数	週 5 日（原則、月曜日～金曜日のうち週5日）
休日	週休日（土、日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 12月29日から翌年1月3日まで ※ただし、勤務場所によって例外あり
勤務時間	7 時間パート 週 35 時間 原則 9:00 ~ 17:00 まで ※ 休憩1時間を含む ※ 所定時間を超える労働 無（ただし、臨時又は緊急の必要のある時を除く）
勤務場所	市内の埋蔵文化財発掘調査現場及び文化財事務所
報酬	7 時間パート 時間額 1,152 円 ~ 時間額 1,443 円 ※ 採用前5年間について、本市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬額を決定します。 ※ 紅字で記載した部分は、赤字
諸手当等	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	・ 年次休暇 任用期間等により初年度は最大 10 日を付与 ・ その他休暇 忌引、結婚等の休暇制度あり
社会保険等	雇用保険、健康保険、厚生年金に加入となります。
災害補償	佐久市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例又は労災保険
服務	地方公務員法に規定する服務の各規程が適用され、懲戒処分等の対象となることもあります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙手当等支給日 翌月支給 原則毎月16日（6月及び12月は15日） ・ 任用期間等により健康診断あり ・ パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は適用されません。 ・ 会計年度任用職員は、人事評価の実施対象となります。 ・ 佐久市の職員として、責任ある業務に従事してもらいます。 <p>注) 勤務日、勤務時間については、勤務する所属により変更になる場合があります。</p>

3 応募要件 市内の発掘調査現場へ通勤可能であること

※地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・佐久市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

4 選考方法 書類選考および面接

※ 面接選考 令和 8 年 2 月 9 日 (月)

5 提出書類 佐久市会計年度任用職員任用申込書（履歴書）

※文化振興課文化財調査係で配布するほか、市ホームページからも入手可能

6 受付期間 令和 8 年 1 月 28 日 (水) 17:15 まで

(郵便等の場合は当日までに必着のこと)

7 提出先 〒 385 - 0051

佐久市中込2913 佐久市役所文化振興課文化財調査係 TEL 0267-63-5321 (直通)